

令和6年4月1日から

西白河地方クリーンセンター
西白河地方リサイクルプラザ からのお知らせ

「ごみ処理料金」が変わります。

変更の理由

ごみの減量化と分別・資源化の促進、排出量に応じた費用負担の公平性を図るため平成11年10月よりごみ処理経費の約1/2を負担いただいているところですが、開始から24年が経過し、ごみ処理経費が著しく増大していることから、現在の処理単価に合わせた料金に変更するものです。

ごみ処理料金の変更内容

◎施設への直接搬入

★施設への直接搬入には**予約が必要です**。
搬入日の前日までに必ず予約してください。

・家庭系のごみ

旧料金	
可燃ごみ	80円/10kg
不燃ごみ	90円/10kg

新料金	
可燃・不燃ごみ	150円/10kg

・事業系のごみ

旧料金	
可燃ごみ	95円/10kg
不燃ごみ※	110円/10kg

新料金	
可燃・不燃ごみ※	200円/10kg

※事業系の不燃ごみは、許可業者が一般家庭から収集したごみを搬入する場合のみ対象となります。

通常処理とは別に費用が発生する品目で、実費分の負担をいただくものです。計量と支払いは品目別に行います。

処理困難 なごみ	廃家電4品目◆	1,700円/1台
	タイヤ	600円/1本
	畳	500円/1枚

◎粗大ごみ戸別収集

★収集日の**2週間前までに予約**してください。
料金の**支払期限は収集日の5日前**までです。

・家庭からの粗大ごみ戸別収集

旧料金	
大	1,000円/個
小	500円/個

新料金		
収集運搬料金	1,500円/1回	
処理 料金	廃家電4品目◆	1,700円/1台
	タイヤ	600円/1本
	その他	500円/1点

令和6年4月1日より前の申込みであっても、収集を行う日が令和6年4月1日以降の場合は新料金が適用されます。

手数料額：収集運搬料金＋処理料金の合計額

◆廃家電4品目とは、家電リサイクル法の対象となるテレビ・エアコン・冷蔵(凍)庫・洗濯(乾燥)機で、施設への直接搬入または戸別収集を申込み場合には、組合への処理料金の他に家電リサイクル券の添付が必要となります。

詳細内容は組合ホームページをご確認ください。 HP： <https://www.shirakawa.jp/>

お問い合わせ先：白河地方広域市町村圏整備組合衛生課 0248-28-3558

【予約】組合ホームページ・予約受付センター(0248-21-6234)

